

全国堆肥センター協議会

平成15年12月16日

Eメール通信 第18号

全国堆肥センター協議会

畜産環境特別対策事業実施要領の制定

農畜産業振興事業団が独立行政法人農畜産業振興機構と改組されたことに伴い、「畜産環境特別対策事業実施要綱(平成15年10月1日付け15農畜第48号)」が制定され、これを受けて、(財)畜産環境整備機構は「畜産環境特別対策事業実施要領(平成15年10月1日付け15環機第632号)」を定め、通知しました。

これに伴い「畜産環境特別対策事業実施要綱・要領集」を印刷し、関係先に送付されたところですが、都道府県堆肥センター協議会にも既に到着しているとおもいます。

さらに、このため、旧畜産環境特別対策事業助成実施要領(平成10年10月14日付け10環機第873号)は廃止されましたので、事業実施にあたっては、十分ご留意願います。

酪政連調査による家畜排せつ物施設の整備状況

日本酪農政治連盟は、酪農家の家畜排せつ物処理施設の整備状況を10月から11月にかけて各県の組織を通じてアンケート形式で調査(回答戸数41都道府県23,935戸)し、その結果を公表した。それによると、

既に整備がすすんでいる 12,949戸 54.1%

04年度に整備予定 5,648戸 23.6%

予定なし 5,203戸 21.7%

法規制の対象外 135戸 0.6% となっている。

また、回答者からは、2分の1補助付きリース事業予算の拡大や事業の継続、各種事業の拡大、堆肥の流通販売網の整備などを求めるの意見が強く出ている、としている。。